

住居表示再整備ニュース 第4号

広古新開7丁目, 8丁目, 9丁目にお住まいの方,
及び住所を置く法人・事業所の方へのお知らせ

(平成28年7月発行)

住居表示再整備(住所変更)の実施日が決まりました。

平成28年9月17日(土)

新しい住所のお知らせについて

○お知らせを配布する時期 平成28年8月中旬から順次

○お知らせする方法

市の委託業者である「日航コンサルタント株式会社」の社員が訪問してお届けします。市の委託業者であることを証明する証明書と腕章を携帯いたします。

○お届けする主なもの

- ・新しい住所が記載された通知書（住居表示再整備の実施後、住所変更手続きで証明書としてお使いいただけます）
※15歳以上の方、お一人につき6枚を配布します。
- ・住所変更手続きのしおり（住居表示再整備の実施後に必要となる住所変更手続きなどを解説した冊子）
- ・住所変更のお知らせはがき（各世帯50枚、法人・事業所200枚）
（郵便局提供、送料無料）
- ・新旧対照案内図（広古新開7丁目・8丁目・9丁目の建物について、旧住所と新住所を記載した図面）

住所変更手続きに関する説明会

「住所変更手続きのしおり」について解説いたします住所変更手続きに関する説明会を、平成28年8月下旬に広まちづくりセンターで開催いたします。詳しくは、新しい住所が記載された通知書等とともに配布いたします「住居表示再整備ニュース第5号」でお知らせいたします。

住居表示再整備(住所変更)の実施までのスケジュール

(これまで)

平成27年 10月29日	呉市議会産業建設委員会 住居表示再整備について行政報告
平成27年 12月定例会	町の区域の変更議案 議決
平成28年2月	「住居表示(住所)変更のお知らせ」(住居表示再整備ニュース第1号) 全戸配布
2月下旬～ 3月上旬	住居表示再整備についての説明会 開催
3月下旬	住居表示再整備ニュース第2号(説明会でいただいた質問への回答を掲載) 全戸配布
5月下旬	住居表示再整備ニュース第3号(現地調査開始のお知らせを掲載) 全戸配布
6月中旬～	現地調査開始 建物の位置や玄関、居住者の氏名などの現地調査 (市が委託した業者が実施します。)

(今後)

平成28年8月12日(金)

住居表示再整備の「告示」

平成28年8月12日(金)から順次

各世帯・法人・事業所に新しい住所のお知らせなど、以下の資料を配布します。配布は市の委託業者が行います。

- ①住居表示変更通知書(新住所が記載された通知書)
*実施日以降、住所変更手続きの証明書として利用できます。
*15歳以上の方、お一人につき6枚を配布します。
- ②「住所変更手続きのしおり」(全世帯、全法人・事業所に配布)
「会社等法人の変更登記について」(法人にのみ配布)
*住所変更手続きなどを詳しく解説します。
- ③住所変更のお知らせはがき(各世帯50枚、法人・事業所200枚)(無料)
- ④新旧対照案内図

平成28年8月下旬

住所変更手続きの説明会 開催

- *配布した住所変更手続きのしおりの内容について、ご説明します。
- *開催日時等は、住所変更の通知書等と一緒にお届けする住居表示再整備ニュースでお知らせします。

平成28年9月17日(土)前後

町名補助板・住居番号表示板 取付け

- *原則、古いものの上に貼り付けます。作業は市の委託業者が行います。

平成28年9月17日(土)

住居表示再整備の実施(住民票が新しい住所に切り替わります)

住所変更手続きは、**住居表示再整備の実施日から**できます。

- *住居表示変更証明書の発行開始(無料)。なお、住居表示変更証明書の申請方法、時間外窓口などは、住居表示再整備ニュースでお知らせします。

住居表示再整備実施後の住所変更手続き

詳細は、8月中旬に配布する『住所変更手続きのしおり』でお知らせするとともに、8月下旬に説明会を開催します。

変更手続きの必要がないもの(主なもの)

住民票, 印鑑証明書, 選挙人名簿, 国民年金第1号被保険者(自営業者の方など), 呉市立小・中学校への住所変更手続き, 飼犬の登録, 食品衛生営業許可, 環境衛生営業許可	呉市が住所を書き換えます。
国民健康保険被保険者証・高齢受給者証, 介護保険被保険者証	そのままご使用になれます。更新の際, 新しい住所に書き換えて発行します。保険証の定期更新前に, 新しい住所のものを発行または新しい住所への訂正を希望される方は, 窓口にて対応します。
身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳	そのままご使用になれます。新しい住所への訂正を希望される方は, 窓口にて対応します。
乳幼児医療費受給者証, ひとり親家庭医療費受給者証, 重度心身障害者医療費受給者証, 後期高齢者医療被保険者証	新しい住所に書き換えたものを郵送します。
国民年金・厚生年金の受給者	住民票コード収録済みの方は手続きは不要です。
公的個人認証の電子証明書	そのままご使用になれます。 ※ニュース第2号で手続きが必要とご案内しておりました。お詫びして訂正いたします。
パスポート	古い住所は二重線で消し, 各自で新しい住所をご記入ください。

みなさまご自身で変更手続きが必要なもの(主なもの)

変更手続き内容	手続先	期限
土地・建物の所有者の住所	管轄法務局 (呉市の管轄: 広島法務局呉支局)	所有権移転登記の際にかまいません。
法人の本店・支店の住所, 代表者の住所	管轄法務局 (呉市の管轄: 広島法務局)	本店・代表者: 2週間以内 支店: 3週間以内
自動車の所有者の住所	中国運輸局広島運輸支局	お早めに * 車検が近い場合は, 車検時に申請してください。
軽自動車の所有者の住所	軽自動車検査協会広島主管事務所	
運転免許証の住所	広警察署, 呉警察署など県内警察署, 広島県運転免許センター	お早めに
個人番号(マイナンバー)カードの住所	呉市	お早めに
特別永住者証明書, 在留カードの住所	呉市	お早めに
お勤めの方の年金・健康保険	勤務先	お早めに
金融機関・保険会社と契約のある方, その他の各種免許, 認可証の住所	各関係機関	各関係機関にお問合せください。

皆様から頂いた質問とその回答

1 呉駅の市民サービスコーナーでの証明書発行

問:証明書発行について、呉駅の市民サービスコーナーでできますか？

答:関係機関と協議いたしましたが、呉駅の市民サービスコーナーでの証明書発行を実現することができません。申し訳ございません。

なお、土日祝日、平日時間外での証明書発行は、広市民センターで期間を限定して行います。また、郵送での申請も可能です。詳細は住所変更手続きのしおりや住居表示再整備ニュースでお知らせいたします。

2 運転免許証の住所変更手続き

問:運転免許証の住所変更手続きについて、警察署だけでなく交番でも手続きはできませんか？

答:運転免許証の住所変更手続きは、県内警察署のみでの手続きとなります。県内であれば、管轄を問わず、どの警察署でも手続きが可能です。また、広島県運転免許センターでも手続きが可能です。手続きが可能な日時や代理人による手続きなど、詳細は住所変更手続きのしおりでお知らせいたします。

3 金融機関での住所変更手続きについて

問:金融機関の窓口は大半の金融機関で午後3時までです。窓口延長などはないのでしょうか？

答:このたびの住居表示再整備に伴い、みなさまに住所変更手続きのお手間をおかけすることとなり申し訳ございません。各金融機関での手続きについて、呉市から一律にご案内等を行うことができませんので、ご自身で各金融機関に手続き方法等をお問合せいただければと存じます。なお、呉市内の主な金融機関の問い合わせ先を住所変更手続きのしおりに掲載する予定です。

4 住所変更のお知らせはがきについて

問:住所変更のお知らせはがきが足りない場合、追加配布はありますか？

答:住所変更のお知らせはがきは、一世帯あたり50枚、法人・事業所様は200枚を配布いたしますが、不足する場合は、郵便局から予備の提供がありますので、数に限りはありますが、追加でご提供できる予定です。住所変更のお知らせはがきについては、住所変更手続きのしおりで詳しく解説いたします。

5 賃貸アパートやマンションに居住している方の住所について

問:賃貸アパートやマンションを所有していますが、居住している方への住所変更のお知らせは呉市が行うのですか？

答:賃貸アパートやマンションに居住している方への住所変更のお知らせは、6月から実施しております現地調査結果をもとに、呉市が行います。なお、広古新開7丁目・8丁目・9丁目にある建物の新しい住所については、配布いたします「新旧対照案内図」でご確認をお願いいたします。

6 新しい住所の通知書の配布時期について

問:新しい住所の通知書はいつ配布されるのですか？

答:平成28年8月12日の告示後、順次配布してまいります。配布は市委託業者が行います。広古新開7丁目・8丁目・9丁目全域で順次配布してまいります。地域によっては配布時期が前後することがありますので、ご了承ください。なお、ご不在の場合はポストなどに投函することはせず、再度訪問させていただきます、対面での配布をしてまいります。

7 不動産の登記名義人住所について

問:不動産登記簿の所有者の住所について、変更手続きは必要ですか？

答:不動産の売買や贈与など、所有権移転登記をされる際に支障はありません。なお、広古新開7丁目・8丁目・9丁目の不動産については、換地処分公告日から3か月程度は登記閉鎖のため、手続きはできません。

法人・事業所のみなさまへ

住所の記載のある印刷物(名刺, 封筒, パンフレットなど)の製作にご配慮いただきますよう, 重ねてお願いいたします。

新しい住所に伴う経費につきましては, 誠に恐れ入りますが, 自己負担となりますのであらかじめご了承くださいませよう, 重ねてお願いいたします。

住所変更手続きにかかる手数料等について

呉市が発行する住居表示変更通知書や証明書(無料発行)を添付することにより, 登録免許税や各種申請手数料は免除されますが, 司法書士などに手続きを依頼された場合は, 報酬等(個人負担となりますのでご注意ください)が発生します。また, 自動車検査証, 軽自動車検査証等の使用者・所有者の住所変更については, 申請書が有料(30円程度)のものもありますので, ご了承下さい。

通信販売で登録している住所について

通信販売で会員として登録されている住所についても, 変更手続きをお忘れなよう, お願いいたします。なお, 変更手続きは, 住所変更の実施日以降にお願いいたします。

【新たに広古新開7丁目・8丁目・9丁目に転入や転居された皆様へ】

第1号から第3号までの住居表示再整備ニュースは, 呉市ホームページでも公開しておりますので, ぜひご覧ください。冊子をご希望の場合は, 電話や電子メールで呉市都市計画課までお申し付けください。

【住居表示再整備のホームページもご覧ください】

住居表示の再整備に向けて, 皆様に引き続き, 住居表示再整備ニュースで情報発信をしております。また, ホームページを開設し, 関連情報を発信しております。ホームページもぜひご覧ください。

呉市ホームページ www.city.kure.lg.jp

行政の窓口 → 組織で探す → 都市部 都市計画課 →
広古新開7丁目・8丁目・9丁目の住居表示再整備

ご不明な点は, 呉市都市計画課総務グループにお問い合わせください。

住居表示再整備ニュース 第4号 平成28年7月

発行 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ

住所 呉市中央4丁目1番6号 本庁舎6階

電話番号 (0823)25-3366 電子メールアドレス tosikei@city.kure.lg.jp